令和7年度 日高川町農業振興における各種事業内容【役場が窓口の事業】

事業種目	補助対象事業	補助対象者	事業内容	申請書提出期限·事業完了
農業用パイプハウス施設等整備支援事業 (町単独事業)	・パイプハウス施設等の設置	認定農業者(※1、裏面参照)	・パイプハウス施設設置費(施工費を含む。撤去費は除く)の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、500 万円。 補助対象面積 2a 以上。	●申請書提出期限 随時受付 ◎事業完了 令和8年2月末日
	・ フルオープン施設の設置		・フルオープン施設の設置費(施工費を含む。)の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、45 万円/10a。 補助対象面積 2a 以上。	
	・防油堤の設置		 ・防油堤の設置費(施工費を含む。)の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、17 万円/1 ヵ所。 補助対象面積 2a 以上。 	
	・長期耐用性(15 年以上)の 被覆資材張替		 ・被覆資材費、被覆資材取付に要する資材費(施工費、撤去費は除く)の 1/5 以内 を補助。 補助対象事業費の限度額は、400 万円/10a。 補助対象面積 2a 以上。 	
農業用機械購入支援事業(町単独事業)	・農業用機械の購入		 機械費の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の下限額は、20 万円/1 機械、補助金上限額 50 万円/1農家 1事業1機械。 汎用性の高いもの(軽トラック、単車等)は補助対象外。 本事業は令和 5 年度~7 年度の3年間継続しますが、期間中の活用は 1 農家 1 回限り。 	
農地保全対策事業 (町単独事業)	・ 農地保全の為の農業用 機械購入	町内の農業者 (認定農業者は除く)	 機械費の 1/3 以内 を補助。 補助対象事業費の下限額は、10 万円/1 機械、補助金上限額 30 万円/1農家 1事業1機械。 経営面積要件 10a 以上 汎用性の高いもの(軽トラック、単車等)は補助対象外。 本事業は令和 5 年度~7 年度の3年間継続しますが、期間中の活用は 1 農家 1 回限り。 	
燃油価格高騰緊急対策事業 (町単独事業)	・ 燃油価格が高騰した際の 緊急支援	施設栽培農家	 補助対象となる燃油は、ハウス施設の加温に使用するA重油に限る。 令和7年11月~令和8年3月に購入するA重油に対し、定額5円/パの補助。 (対象となるA重油は、対象月の全国平均価格が90円/パ以上の場合に限る。) 	◎申請書提出期限令和 7 年 10 月末日◎事業完了令和 8 年 3 月末日
農業経営継承応援資金(県単独事業)	・ 親元就農し、経営を継承 した者を支援	認定新規就農者	 ・ 令和7年1月1日から12月31日までに経営開始および経営継承した60歳以下の者 ・ 年150日かつ1,200時間以上の農業従事が確実である。 ・ 国の新規就農者育成総合対策(経営開始資金・経営発展支援事業)による支援を受けていない。 ・ 1人あたり50万円(1回のみ) 	◎事業完了 令和8年3月末日

事業種目	補助対象事業	補助対象者	事業内容	申請書提出期限·事業完了
農作物鳥獣害防止総合対策事業(町単独事業)	 ・ 侵入防止資材・施設の設置 ・ 捕獲檻の設置 (猪、鹿、猿、アライグマ、アナグマ用) 	町内に住所を有する 農業者及び農業者で 組織するゲループで、 鳥獣害対策を講じよ うとする者。	侵入防止資材、施設 ・ 資材費の 50%以内 を補助(対象事業費は1万円~20万円以内/1団地)。 (臭い、音、光による試験的に導入する新たな資材を含む。但し、爆音機は対象外。)	◎申請書提出期限 随時受付◎事業完了 令和8年2月末日
			有害獣捕獲檻 ・ わな免許所持者を対象。 ・ 資材費の 50%以内 を補助 (資材費の上限) 猪・鹿用 10 万円以内/1基、サル用 6 万円以内/1基、アライグマ用等 3 万円以内/1基	
			猿用大型囲いわな ・ 集団で捕獲可能な大型のもので、わな免許所持者を含む団体が管理するものを対象。 ・ 資材費の 100%以内 を補助(事業費の上限は30万円以内/1基)。	
農作物鳥獣害防止 総合対策事業	・ 農作物鳥獣害防止のための わな猟免許取得経費	新たにわな猟免許を 取得する農業者 (免許試験合格者)	 狩猟免許試験にかかる県猟友会主催の講習会受講料(県単)、狩猟免許試験手数料(町単)の 100%以内を補助。 	◎提出期限
【狩猟免許取得支援】 (県単独事業) (町単独事業)	・ 農作物鳥獣害防止のための 銃猟免許取得に必要な経費	新たに銃猟免許を 取得する農業者 (免許試験合格者)	・ 狩猟免許試験にかかる県猟友会主催の講習会受講料(県単)の 100%以内 を補助。・ 猟銃所持許可を受けるための射撃練習に参加する経費(上限 37,000 円)(県単)を補助。	- 狩猟免許試験後、 合格者に通知します。
農地活用支援事業(町単独事業)	・ 新規で利用権を設定又は、 再更新した上で利用権を設 定した農地面積に対しての 支援	規模拡大したい 意欲ある担い手	 補助対象となる農地は、農業委員会に届出し認められた農地中間管理事業及び農業経営基盤 強化促進法により貸借され、新規で利用権設定された町内の農地及び、再更新した上で利用権 設定された町内の農地で、耕作を目的に適正に管理しているものとする。 令和5年4月~令和7年12月末までにおいて利用権を設定された農地の累計総面積が10アール以上。 対象農地に対し、10アールあたり5,000円を補助。 	◎申請書提出期限 令和 8 年1月末日 ◎事業完了 令和 7 年12月末日

※1. 認定農業者とは

農業経営改善計画を作成し、その内容が 5 年後に年間農業所得が 300 万円以上、年間総労働時間 2,000 時間以内に達すると見込まれる場合「認定農業者」と認定されます。 年齢要件は廃止されました。(70 歳以上可)

詳しくは、役場農業振興課までお問い合わせください。

